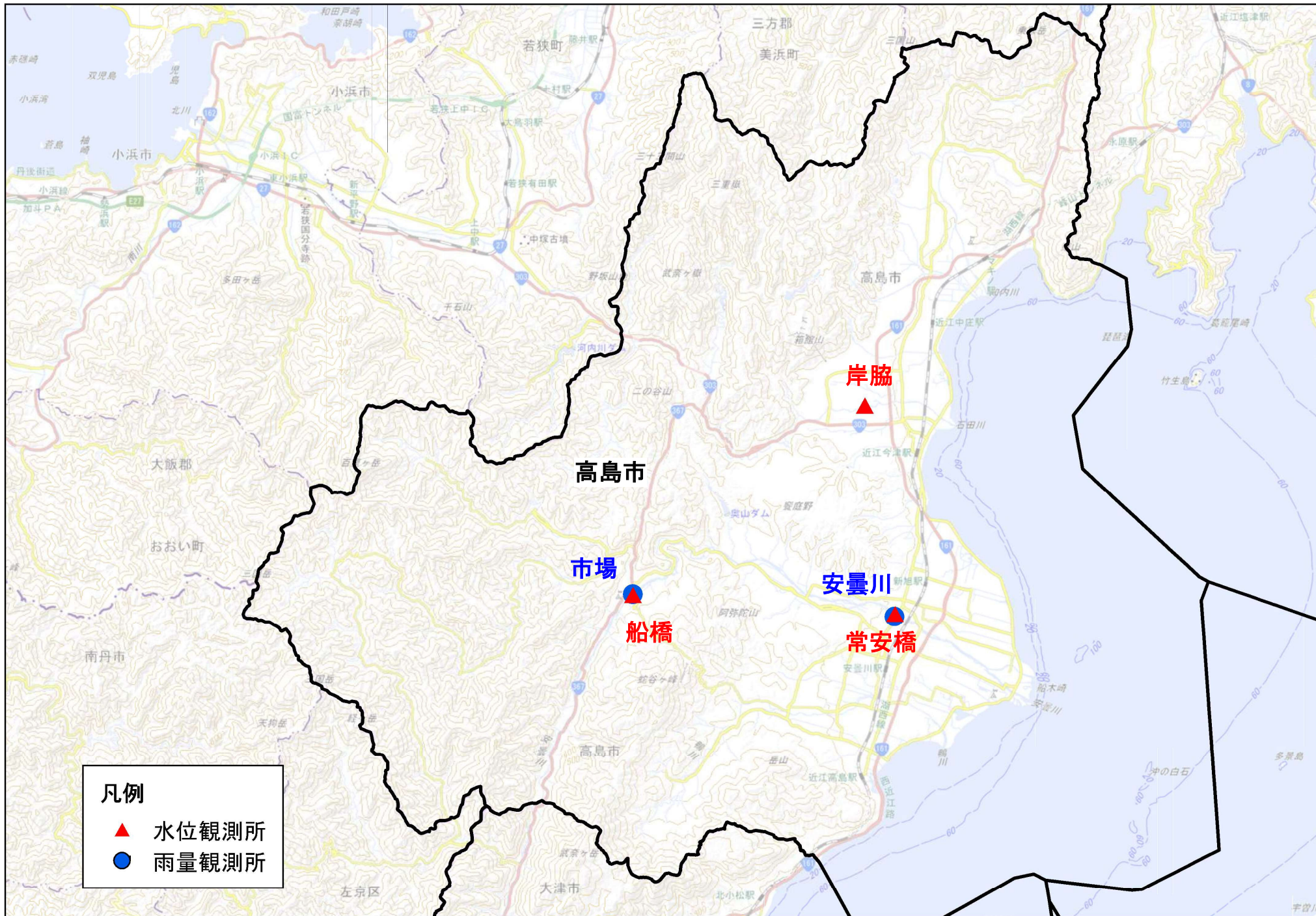


# 「令和3年8月の大雨」後の 避難情報発令等に関する取組について

## 1. これまでの経緯

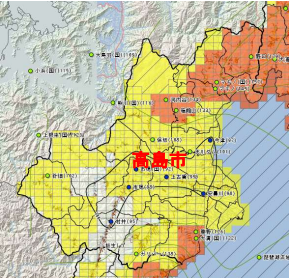
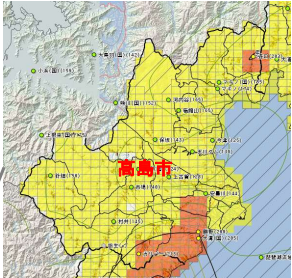
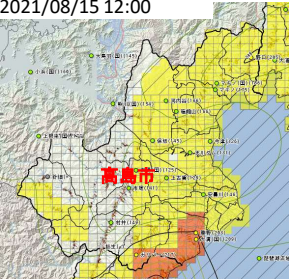
時期	取組内容
R3.8月	➤ 12～15日の大雨により県内各市町で避難情報発令
R3.9月	➤ <u>県内全市町の避難情報発令状況と、雨量・水位・土砂災害降雨危険度を時系列にとりまとめた資料を作成</u>
R4.1月	➤ 3つの協議会(瀬田川、湖北圏域、東近江圏域)の担当者会議において、 <u>とりまとめ資料を共有し意見交換</u> ➤ <u>避難情報発令や避難場所の開設等</u> について、全市町の状況を聞き、その結果を協議会の場で共有してほしいという意見あり
R4.2月	➤ <u>県内全市町にアンケートを実施</u>
R4.3月	➤ 2つの協議会(高島地域、湖東圏域)の担当者会議で、速報版を共有 ➤ <u>集計結果を全市町に送付</u>
R4.5月	➤ <u>県内の全協議会の担当者会議でアンケート結果の共有と意見交換を実施</u>



- 凡例**
- ▲ 水位観測所
  - 雨量観測所



令和3年8月13日～15日の大雨時の高島市の対応状況 (概要)

高島市		関連情報					土砂災害メッシュ情報
事象	背景等	市場 雨量	安曇川 雨量	安曇川 船橋水位	安曇川 常安橋水位	石田川 岸脇水位	
8月13日	10:14 警戒体制 1-2号	時間雨量(mm/hr)	時間雨量(mm/hr)	水位(m)	水位(m)	水位(m)	<p>大雨特別警戒 警戒レベル5相当</p> <p>土砂災害警戒情報 警戒レベル4相当</p> <p>大雨警戒 警戒レベル3相当</p> <p>大雨注意報 警戒レベル2</p> <p>降雨危険度 1kmメッシュ 2021/08/14 13:00</p>  <p>降雨危険度 1kmメッシュ 2021/08/15 7:30</p>  <p>降雨危険度 1kmメッシュ 2021/08/15 12:00</p> 
13:00	10:14 大雨警戒 (土砂災害) 発表						
15:00							
17:00							
19:00							
21:00							
23:00							
8月14日							
1:00							
3:00							
5:00							
7:00							
9:00							
11:00							
13:00	13:00 警戒体制 2号						
15:00	13:00 降雨状況等の判断により警戒体制の移行						
17:00							
19:00							
21:00							
23:00							
8月15日							
1:00							
3:00							
5:00							
7:00							
9:00	7:30 警戒体制 1-2号						
11:00	7:30 降雨状況等の判断により警戒体制の移行						
13:00							
15:00	12:05 警戒体制 1-1号						
17:00	12:05 大雨注意報に切替						
19:00	18:49 警戒体制 廃止						
	18:49 大雨注意報 解除						

# 「令和3年8月の大雨」後の 避難情報発令等に関する取組について

## 1. これまでの経緯

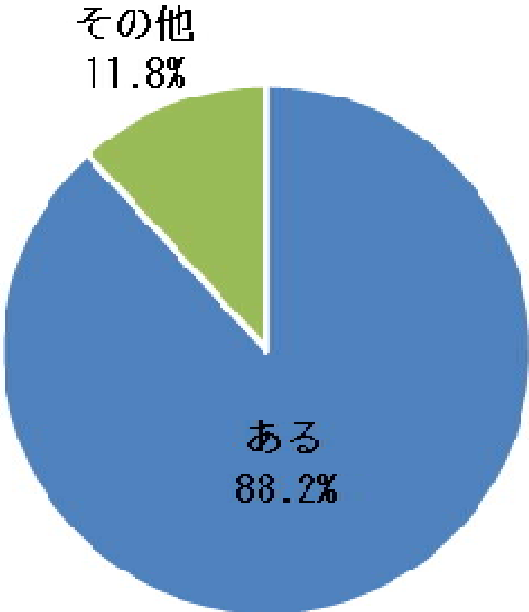
時期	取組内容
R3.8月	➤ 12～15日の大雨により県内各市町で避難情報発令
R3.9月	➤ 県内全市町の避難情報発令状況と、 <u>雨量・水位・土砂災害降雨危険度を時系列にとりまとめた資料を作成</u>
R4.1月	➤ <u>3つの協議会(瀬田川、湖北圏域、東近江圏域)の担当者会議において、とりまとめ資料を共有し意見交換</u> ➤ <u>避難情報発令や避難場所の開設等について、全市町の状況を聞き、その結果を協議会の場で共有してほしいという意見あり</u>
R4.2月	➤ <u>県内全市町にアンケートを実施</u>
R4.3月	➤ 2つの協議会(高島地域、湖東圏域)の担当者会議で、速報版を共有 ➤ <u>集計結果を全市町に送付</u>
R4.5月	➤ <u>県内の全協議会の担当者会議でアンケート結果の共有と意見交換を実施</u>

## 2. アンケート項目と結果

【背景1】土砂災害での避難情報発令の判断が難しい。

- ・空振りが多くなると、避難率が下がる。
- ・急な状況変化する場合は、避難場所の開設が間に合わない。
- ・夜間の避難情報発令は、避難時危険が伴う。
- ・降雨終盤だと、すぐに解除しないといけない。

### 問 1. 土砂災害についての避難情報発令の判断基準はありますか (17市町対象)



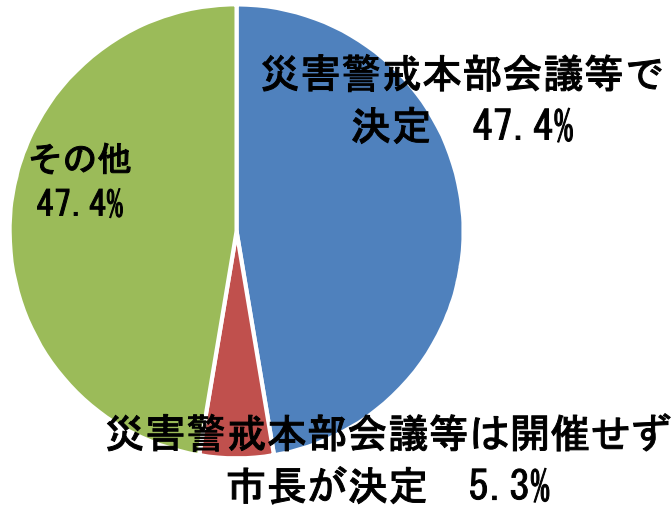
回答項目	回答数	回答市町
1. ある	14	大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、甲良町
2. ない	0	—
3. その他	2	長浜市、多賀町

#### <3.その他>の内容

- ・滋賀県土木防災情報システムの降雨危険度1kmメッシュにて、警戒レベル4に該当する地域に発令。[長浜市]
- ・高齢者等避難については、土砂災害降雨危険度メッシュの土壌雨量指数と気象状況を総合的に判断して発令。避難指示は、土砂災害警戒情報に基づき発令。[多賀町]

【背景2】避難情報発令の決定をより迅速化する必要がある。

問2. 避難情報の発令をどのように決定しますか



回答項目	回答数	回答市町
1. 災害警戒本部会議等で決定	9	長浜市、近江八幡市、守山市、湖南市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町
2. 災害警戒本部会議等は開催せず市長が決定	1	草津市
3. 災害警戒本部会議等は開催せず副市長、副町長が決定	0	—
4. 災害警戒本部会議等は開催せず管理監や部長等が決定	0	—
5. その他	9	大津市、彦根市、栗東市、甲賀市、野洲市、東近江市、豊郷町、甲良町、多賀町

<5.その他>の内容

- ・本部長（市長もしくは副市長）と協議のうえ決定し、本部会議にて各部局と情報共有を行う。[大津市]
- ・市長の判断で発令。緊急を要する場合は危機管理監の判断で発令することができ、発令後、速やかに市長に報告する。[彦根市]
- ・原則市長、災害対策本部体制時は本部長[栗東市]
- ・レベル3は危機安全管理統括監（部長級）、レベル4は副市長、レベル5は市長が意思決定を行う。（甲賀市専決規則）[甲賀市]
- ・その時の体制に応じて、体制の責任者が決定[野洲市]
- ・災害対策本部会議等は開催せず、市長、副市長、危機管理監等の災害対策（警戒）本部体制の最上位者が決定[東近江市]
- ・災害警戒本部は判断基準となる情報を整理し、避難情報等の発令については災害警戒本部長に具申する。避難情報の判断は原則、本部長が行う。（災害警戒本部体制前は、総務課長が避難情報等の発令に関する具申を町長に直接行い、町長が判断する。[豊郷町]
- ・状況次第[甲良町]
- ・災害対策本部での決定を原則とするが、開催するいとまがないときは町長が決定する。[多賀町]

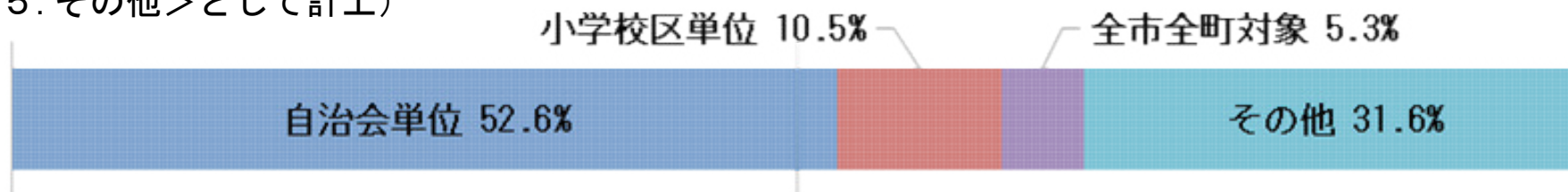
【背景3】避難情報を発令するエリアの設定が難しい。

- ・発令エリアが大きいと、真に避難が必要な住民の危機感が低くなる。
- ・発令エリアが小さいと、発令の手続きが煩雑になる。

### 問3-1. 「高齢者等避難」は、どの程度のエリアを対象に発令しますか

(複数回答は<5.その他>として計上)

【洪水】



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	10	彦根市、長浜市、甲賀市、野洲市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、多賀町
2. 小学校区単位	2	草津市、守山市
3. 支所や市民センター単位	0	—
4. 全市全町対象	1	甲良町
5. その他	6	大津市、近江八幡市、栗東市、湖南市、東近江市、豊郷町

<5.その他>の内容

- ・浸水想定区域内[大津市]
- ・基本的に学区別、自治会単位で発令している。今年度、住宅地図ベースであるが、市内の土砂災害警戒区域内の建物の戸数を自治会別に調査したため、今後土砂災害に関しても、自治会単位で発令する可能性がある。[近江八幡市]
- ・洪水浸水想定区域に係る地域、土砂災害警戒区域に係る地域[栗東市]
- ・自治会単位および小学校区単位[湖南市]
- ・町丁目単位[東近江市]
- ・自治会単位、小学校区単位および全市町対象[豊郷町]

## 問3-1. 「高齢者等避難」は、どの程度のエリアを対象に発令しますか

(複数回答は<5. その他>として計上)

### 【土砂災害】 (17市町対象)



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	10	彦根市、甲賀市、野洲市、高島市、米原市、日野町、 竜王町、愛荘町、甲良町、多賀町
2. 小学校区単位	1	草津市
3. 支所や市民センター単位	0	—
4. 全市全町対象	0	—
5. その他	6	大津市、長浜市、近江八幡市、栗東市、湖南市、東近江市

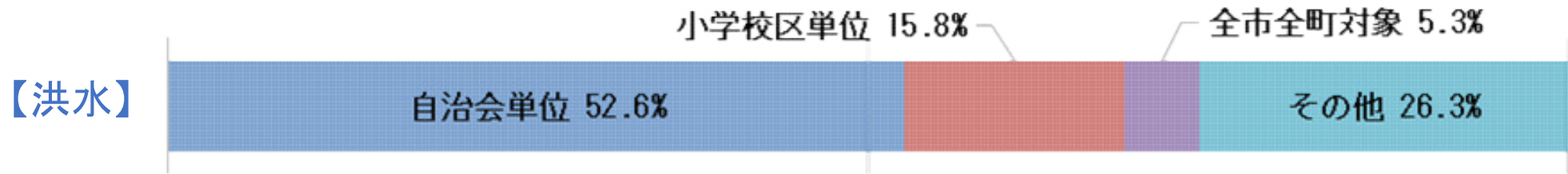
### <5.その他>の内容

- ・主に小学校区単位[大津市]
- ・土砂災害においては、「高齢者等避難」の発令はしない。[長浜市]
- ・基本的に学区別、自治会単位で発令している。今年度、住宅地図ベースであるが、市内の土砂災害警戒区域内の建物の戸数を自治会別に調査したため、今後土砂災害に関しても、自治会単位で発令する可能性がある。[近江八幡市]
- ・洪水浸水想定区域に係る地域、土砂災害警戒区域に係る地域[栗東市]
- ・土砂災害(特別)警戒区域等に指定された地域[湖南市]
- ・町丁目単位[東近江市]



## 問4-1. 「避難指示」は、どの程度のエリアを対象に発令しますか

(複数回答は<5.その他>として計上)



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	10	彦根市、長浜市、甲賀市、野洲市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、多賀町
2. 小学校区単位	3	近江八幡市、草津市、守山市
3. 支所や市民センター単位	0	—
4. 全市全町対象	1	甲良町
5. その他	5	大津市、栗東市、湖南市、東近江市、豊郷町

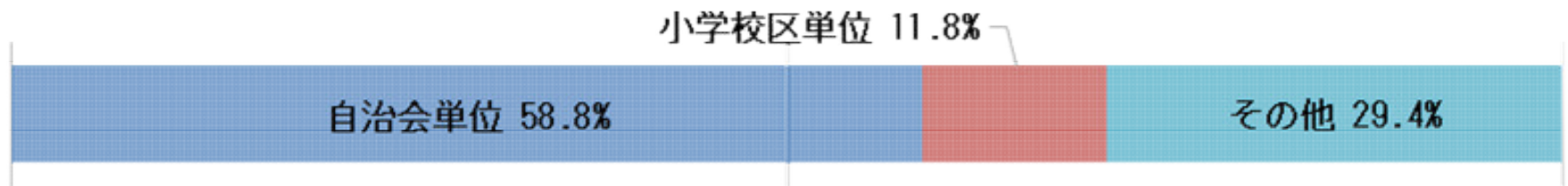
### <5.その他>の内容

- ・浸水想定区域内[大津市]
- ・洪水浸水想定区域に係る地域、土砂災害警戒区域に係る地域[栗東市]
- ・自治会単位および小学校区単位[湖南市]
- ・町丁目単位[東近江市]
- ・自治会単位、小学校区単位および全市町対象[豊郷町]

## 問4-1. 「避難指示」は、どの程度のエリアを対象に発令しますか

(複数回答は<5.その他>として計上)

### 【土砂災害】 (17市町対象)



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	10	彦根市、甲賀市、野洲市、高島市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、甲良町、多賀町
2. 小学校区単位	2	長浜市、草津市
3. 支所や市民センター単位	0	—
4. 全市全町対象	0	—
5. その他	5	大津市、近江八幡市、栗東市、湖南市、東近江市

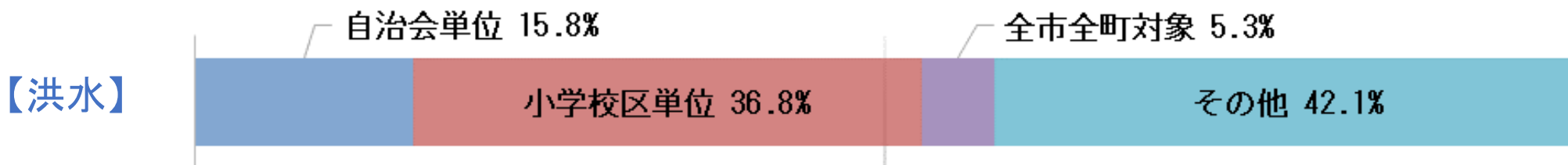
### <5.その他>の内容

- ・主に小学校区単位[大津市]
- ・基本的に学区別、自治会単位で発令している。今年度、住宅地図ベースであるが、市内の土砂災害警戒区域内の建物の戸数を自治会別に調査したため、今後土砂災害に関しても、自治会単位で発令する可能性がある。  
[近江八幡市]
- ・洪水浸水想定区域に係る地域、土砂災害警戒区域に係る地域[栗東市]
- ・土砂災害(特別)警戒区域に指定された地域[湖南市]
- ・町丁目単位[東近江市]

【背景4】避難場所を開設するエリアの設定が難しい。

- ・開設エリアが大きいと、避難がしにくい。
- ・開設エリアが小さいと、開設に手間がかかる。

問3-2. 「高齢者等避難」を発令時に、どの程度のエリアを対象に避難場所を開設しますか  
(複数回答は<5.その他>として計上)



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	3	甲賀市、野洲市、愛荘町
2. 小学校区単位	7	長浜市、草津市、守山市、栗東市、高島市、米原市、日野町
3. 支所や市民センター単位	0	—
4. 全市全町対象	1	甲良町
5. その他	8	大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市、東近江市、竜王町、豊郷町、多賀町

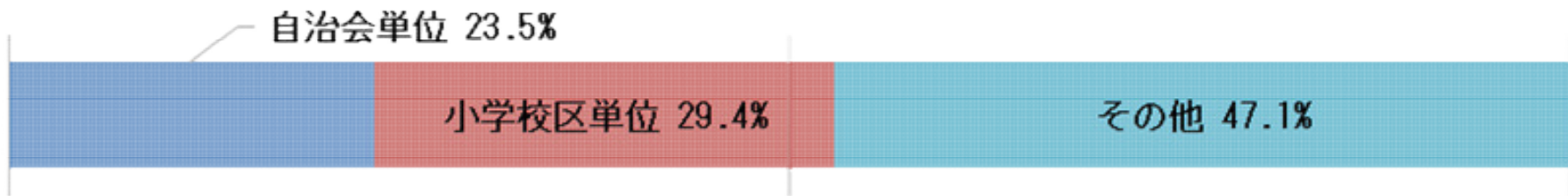
<5.その他>の内容

- ・浸水想定区域内の避難所(全ての避難所を同時には開設しない)[大津市]
- ・浸水害であれば、浸水深が0.5m以上となる浸水想定地域の自治会単位に避難情報を発令するので、その自治会の住民が避難できる近隣の避難場所のうち小学校や市有施設等から開設し、それでもなお、避難者を収容できないようであれば、中学校や高校・民間施設も開設する。[彦根市]
- ・学区単位のコミュニティセンターを開設。「高齢者等避難」の段階では、コミュニティセンター以外の避難所は開設しない。[近江八幡市]
- ・自治会単位、小学校区単位および全市町対象[湖南市]
- ・発令区域から避難可能かつ対象者を収容可能な施設。エリアを対象として開設していない。[東近江市]
- ・避難情報を発令した自治会に応じて避難所を開設している。●●自治会は●●小学校等(自治会ごとに避難いただく指定避難所を指定しているため)[竜王町] ・自治会単位、小学校区単位および全市町対象[豊郷町] ・拠点避難所で指定した地域[多賀町]

問3-2. 「高齢者等避難」を発令時に、どの程度のエリアを対象に避難場所を開設しますか

(複数回答は<5.その他>として計上)

【土砂災害】  
(17市町対象)



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	4	甲賀市、野洲市、愛荘町、甲良町
2. 小学校区単位	5	草津市、栗東市、高島市、米原市、日野町
3. 支所や市民センター単位	0	—
4. 全市全町対象	0	—
5. その他	8	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、湖南市、東近江市、竜王町、多賀町

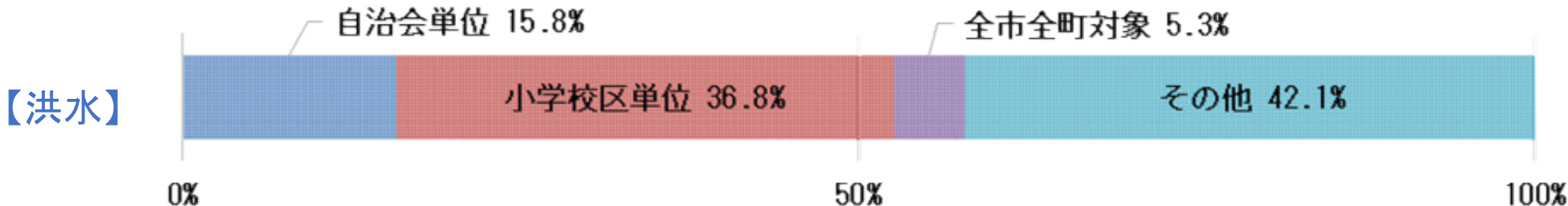
<5.その他>の内容

- ・主に小学校区単位の避難所(全ての避難所を同時には開設しない)[大津市]
- ・土砂災害であれば、危険箇所の周辺自治会に避難情報を発令するので、その自治会の住民が避難できる近隣の避難場所のうち小学校や市有施設等から開設し、それでもなお、避難者を収容できないようであれば、中学校や高校・民間施設も開設する。[彦根市]
- ・土砂災害においては、「高齢者等避難」の発令はしない。[長浜市]
- ・学区単位のコミュニティセンターを開設。「高齢者等避難」の段階では、コミュニティセンター以外の避難所は開設しない。[近江八幡市]
- ・自治会単位および小学校区単位[湖南市]
- ・発令区域から避難可能かつ対象者を収容可能な施設。エリアを対象として開設していない。[東近江市]
- ・避難情報を発令した自治会に応じて避難所を開設している。●●自治会は●●小学校等(自治会ごとに避難いただく指定避難所を指定しているため)[竜王町]
- ・拠点避難所で指定した地域[多賀町]



問4-2. 「避難指示」を発令時に、どの程度のエリアを対象に避難場所を開設しますか

(複数回答は<5.その他>として計上)



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	3	甲賀市、野洲市、愛荘町
2. 小学校区単位	7	長浜市、草津市、守山市、栗東市、高島市、米原市、日野町
3. 支所や市民センター単位	0	—
4. 全市全町対象	1	甲良町
5. その他	8	大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市、東近江市、竜王町、豊郷町、多賀町

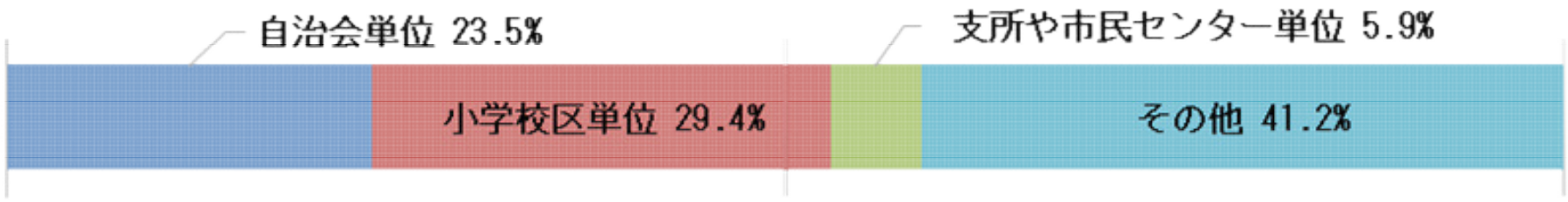
<5.その他>の内容

- ・浸水想定区域内の避難所(全ての避難所を同時には開設しない)[大津市]
- ・浸水害であれば、浸水深が0.5m以上となる浸水想定地域の自治会単位に避難情報を発令するので、その自治会の住民が避難できる近隣の避難場所のうち小学校や市有施設等から開設し、それでもなお、避難者を収容できないようであれば、中学校や高校・民間施設も開設する。[彦根市]
- ・学区単位で開設するが、本部員会議内で今後の推移や、対象地域のパトロール状況・コミセンの避難者数等の各種情報を踏まえ総合的に判断いただき、開設が決定されれば対象となる学区内の他の避難所を順次開設していく。[近江八幡市]
- ・自治会単位、小学校区単位および全市町対象[湖南市]
- ・発令区域から避難可能かつ対象者を収容可能な施設。エリアを対象として開設していない。[東近江市]
- ・避難情報を発令した自治会に応じて避難所を開設している。●●自治会は●●小学校等(自治会ごとに避難いただく指定避難所を指定しているため)[竜王町]
- ・自治会単位、小学校区単位および全市町対象[豊郷町]
- ・拠点避難所で指定した地域[多賀町]

問4-2. 「避難指示」を発令時に、どの程度のエリアを対象に避難場所を開設しますか

(複数回答は<5.その他>として計上)

【土砂災害】  
(17市町対象)



回答項目	回答数	回答市町
1. 自治会単位	4	甲賀市、野洲市、愛荘町、甲良町
2. 小学校区単位	5	草津市、栗東市、高島市、米原市、日野町
3. 支所や市民センター単位	1	長浜市
4. 全市全町対象	0	—
5. その他	7	大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市、東近江市、竜王町、多賀町

<5.その他>の内容

【土砂災害】

- ・主に小学校区単位の避難所(全ての避難所を同時には開設しない)[大津市]
- ・土砂災害であれば、危険箇所の周辺自治会に避難情報を発令するので、その自治会の住民が避難できる近隣の避難場所のうち小学校や市有施設等から開設し、それでもなお、避難者を収容できないようであれば、中学校や高校・民間施設も開設する。[彦根市]
- ・学区単位で開設するが、本部員会議内で今後の推移や、対象地域のパトロール状況・コミセンの避難者数等の各種情報を踏まえ総合的に判断いただき、開設が決定されれば対象となる学区内の他の避難所を順次開設していく。[近江八幡市]
- ・自治会単位および小学校区単位[湖南市]
- ・発令区域から避難可能かつ対象者を収容可能な施設。エリアを対象として開設していない。[東近江市]
- ・避難情報を発令した自治会に応じて避難所を開設している。●●自治会は●●小学校等(自治会ごとに避難いただく指定避難所を指定しているため)[竜王町]
- ・拠点避難所で指定した地域[多賀町]

【背景5】避難情報発令前の早期避難の検討が必要。

- ・要配慮者や一人暮らし高齢者等の夜間避難が危険。
- ・早期避難の要望がある。

## 問5. 避難情報を発令する前の早期自主避難に対して工夫していることはありますか

(複数回答あり n=25)

回答項目	回答数	回答市町
1. ない	5	長浜市、米原市、日野町、愛荘町、豊郷町
2. 支所等への職員配置	4	大津市、野洲市、湖南市、高島市
3. 早期避難場所を開設	8	守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、竜王町、甲良町
4. 自治会等への連絡	5	草津市、野洲市、湖南市、東近江市、多賀町
5. その他	3	彦根市、近江八幡市、高島市

### <5.その他>の内容

・自主避難施設の開設[彦根市]

・台風は夜間(深夜)に上陸することが多いことから、夜間(深夜)に避難情報を発令することが見込まれる場合は、避難情報発令前の日没前までに自主避難所として各学区コミュニティセンターを開設し、地元住民から自治会に対し避難に関して相談がある場合に備え、各学区自治会長へ自主避難所が開設された旨を連絡している。当市では、災害から命を守る避難行動として、市広報やリーフレット・市ホームページにおいて、「避難」の考え方(避難とは安全を確保する行動。)や、早期避難や避難所以外への避難(分散避難)について啓発している。  
[近江八幡市]

・公共施設を自主避難所として開設。警報等の発表状況に基づき、本庁、支所に職員を配置する体制としている。  
[高島市]

【背景6】避難場所等の開設に時間がかかる。

- ・急な発令時に職員の招集が間に合わない。
- ・避難場所が遠く職員が到着するまで時間がかかる。

## 問6. 避難情報発令時（風水害）において、避難所等はどのように開設していますか

（複数回答あり n=28）

回答項目	回答数	回答市町
1. 指定緊急避難場所を地元自治会等が開設する	2	湖南市、近江八幡市
2. 指定緊急避難場所を市町職員が開設する	11	彦根市、草津市、栗東市、甲賀市、湖南市、高島市、米原市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
3. 指定避難所を地元自治会等が開設（開錠）する ※市町職員は追って待機	0	—
4. 指定避難所を市町職員が開設する	14	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
5. その他	1	甲賀市

### <5.その他>の内容

・早期開設の避難場所は風雨の強くなる前から市職員により開設。事前に感染対策に係る備品を配備済み。指定緊急避難場所は警戒レベル3で土砂災害などの危険が予想される地域に市職員により開設。自主避難場所は地域の実情に応じ区・自治会により開設を判断する。[甲賀市]